

年 月 日

恩納村長 殿

届出人 住 所：

氏 名：

連絡先：

恩納村共有資産分割納付同意書

共有資産に係る固定資産税について、不動産登記簿に記載された所有権の持分により分割納付（変更）をしたいので、下記の留意事項を理解のうえ恩納村共有資産に係る固定資産税の分割納付に関する要綱に基づき同意します。なお、この同意書の内容に関して問題が生じた場合は、共有者全員が責任を持って対応することを誓約します。

通知書番号	
	※固定資産税納税通知書に記載の通知番号をご記入ください。

※留意事項

- 共有資産に係る固定資産税については、地方税法第10条の2第1項の規定により連帯納税義務が課されます。そのため、この取扱いは、地方税法の規定による連帯納税義務を分割納税義務とするものではありません。したがって、分割後の税額を納付しても共有者に滞納が生じた場合は、地方税法に基づき差押えその他の滞納処分を受けることがあります。
- 分割納付額の算出において、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、共有構成者の額についてはこれを切り捨てるものとし、共有代表者の額については、全体の額から共有構成者の額の合計額を差し引いた額とします。
- 次の場合には、分割納付を中止することがあります。
 - ・ 届出内容に変更があったにもかかわらず、変更届出書が提出されない場合
 - ・ 共有構成者に村税等の滞納が発生した場合
- 共有者に移転登記があった場合、新共有者には届出書又は同意書の再提出をお願いします。ただし、相続の場合は本届出を継承したものとみなし届出書の再提出は不要とします。